

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク  
第11期（平成28年度）第4回定例理事会議事録

1. 日 時：平成28年12月17日（土）19：30～20：15
2. 場 所：筑紫東小学童保育所
3. 出席理事 23名  
その他出席者 1名（田河内監事）、11名（各学童主任指導員）

議事

1. 基本理念唱和
2. 理事長挨拶
3. 審議事項
  - ① 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク「定款」の改定について（審議資料）
  - ② 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク「定款」および「諸規程」に関して、「指導員」を「指導員」に読み替えて改定する件
  - ③ 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク「放課後児童クラブ運営規程」の改定について  
・第4条（入所対象児童）に関する件（審議資料）
  - ④ 特定非営利活動法人 ちくしっ子ネットワーク「就業規則」の改定について  
・第35条（傷病休暇）に関する件（審議資料）（別表）
4. 協議事項
  - ① 入会入所申込書（一式）についての協議（協議資料①）
  - ② 特定非営利活動法人 ちくしっ子ネットワーク緊急時対策マニュアルの改定について（協議資料②）
5. 報告事項
  - ・ 法人研修（12月3日）について

1. 基本理念唱和

開会に先立ち、理事一同による基本理念の唱和が行われた。

2. 理事長挨拶

（高木理事長）より

「本日は重要な議題となっており、主任者会議において指導員から提案の経緯と真意を知りたいとの要望が出たため、全学童主任指導員が同席している。提案理由については、文章にできなかった部分もある。本日詳しく説明をするので、理事の皆さんも持ち帰って話し合ってもらいたい。」旨の挨拶

がなされた。

### 《議長指名》

議事に先立ち、定款第38条の規定により高木理事長が金森副理事長を議長指名し、金森副理事長が受諾した。

### 《定数確認》

理事25名中、出席理事22名で定足数を満たしており、定款第39条の規定により有効に成立する旨の報告がされた。

## 3. 審議事項

(議長)より、審議事項①「特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク「定款」の改定」について執行部に説明が求められた。

(高木理事長)より

「審議事項①定款の改定についてと審議事項③放課後児童クラブ運営規程の改定については関連しているので、提案に至った経緯を一括して説明する。審議事項①は、他市町村からの依頼に対しても、学童保育の運営事業を受託することができるように改定するものである。現行は定款上、筑紫野市内における学童保育所の運営に関する事業となっているが、筑紫野市に限定されずに学童保育所の運営に関する事業とすると改正を提案したものである。関連して審議事項③については、近年の入所希望児童の増加を鑑みて、入所対象児童要件を詳細に改定するというので運営規程の第4条に1号から6号までを加えることを提案するものである。平成28年8月、筑紫野市より専務理事に、1級1種の重度障害を持つ児童の入所の打診があった。保育というよりも介護という児童を預かるのは先生方にとっても荷が重すぎるということで、専務理事がこれまで何度も教育委員会と協議をしてきた。法人としても保護者会も指導員の先生も、これまでどのような障害のある児童も受け入れてきたが、代替指導員の確保もできない状況で検討の余地もない、今の状況では受け入れがたい、今の規程では根拠をもって断ることができない、ということで大野城市の規程を参考に考えたものである。12月に入って重度障害児から仮申込みがあったため、急ぎで提案しているため不十分な部分もある。法人理事として、どのように考えるか内容については、理事と先生方で十分に話し合いを持っていただきたい。さて、この話からどうして定款変更につながるかというと、教育委員会は保護者が入所を希望しているのだから、筑紫野市の受託として法人は入所させなければならないという考えである。確かに入所可能な状況であれば、学童保育所を必要とする児童は受け入れたいが、現状は無理であるので断ったとする。そうなった時、筑紫野市は、今はちくしっ子ネットワークに業務委託しているが別にちくしっ子ネットワークでなくてもいい、契約を打ち切る、と言ってくるのではないかとこの心配がある。そこで定款の筑紫野市を外せば筑紫野市だけでなく、例えば他の市町村に職員が働く場所を確保できるのではないかと考えて一つの方策として提案している。今回、志免町でもちくしっ子ネットワークと同じような運営していきたいので引き受けてくれないか、と相談があった。まだ現実的な話でもなく、手を広げようと思っっているわけでもない。急な話であったため、頭出しとして今回提案をした。本日、結審しようというものではない。」旨の説明がなされた。

(天拝学童 渡邊理事)より

「筑紫野市から予算が付かなくなり、自社で学童保育所を運営していくということか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長) より

「予算が付かなくなるということではなく、契約解除で法人は解散ということである。これまでも体制が整わないまま、筑紫野市から押し切られて入所させた例が何件かある。そのうちの1件は9万円ほど滞納したままやめて、もう何年も経っている。支払い義務は入所させた筑紫野市ではなく、入所していた児童の保護者にあるので、ずっと法人の弁護士対応になっている。万が一、入所児童に不幸な事故があった場合も、責任は法人であり教育委員会ではない。法人の責任は理事長だけではなく理事全員にある。何よりも事故を起こしてしまった指導員の先生の心労等を考えた提案である。」旨の回答がなされた。

(二日市北学童 水田理事) より

「入所、退所の権限はどこにあるのか。他の障害をもつ児童のことを考えると、その線引きはどうするのか。受け入れるのは無理である、ということでこのような条文改定をしなくても入所を断ることはできないのか。責任の所在はどこなのか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長) より

「入退所の権限は法人の保護者会および理事長である。この文言のままでは過激であるため不安になる保護者もいると思うので、皆さんにも考えていただくために頭出しをした。人員の配置についても申し入れをしている。有事の責任の所在は法人であるため、運営を行っている理事の皆さんである。」旨の回答がなされた。

(原田学童 坂田理事) より

「その児童の保護者は、この法人でないと駄目なのか。民間の施設がよいのではないか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長) より

「民間の施設も視察に行かれたが、気に入らなかったとのことである。」旨の回答がなされた。

(山家学童 荒尾主任指導員) より

「この児童については、以前から主任者会議で知っていた。二日市学童は改築されると聞いている。看護師を付ける等の交渉をすべきではないのか。文言が過激すぎる。」旨の意見がなされた。

(高木理事長) より

「ハード面は改築を行うことが決定した。看護師等を市に直接雇用してもらいたいと交渉をしているところである。文言が過激なのはわかっている。支援児の状況は個々で違うため、各学童で理事や会長と十分に話し合いをしてもらうために提案している。」旨の説明がなされた。

(吉木学童 井上主任指導員) より

「審議事項①と③が関係しているところで初めて知った。」旨の意見がなされた。

(高木理事長) より

「理事会の議案は理事会で理事に説明をする。事前に理事会資料を出しているのだから、資料を見て疑問に思ったら、自学童の理事にその旨を伝えていただきたいと以前から言っている。この議案も本日結審するものではない。持ち帰って皆さんで十分に話し合ってもらいたい。」旨の説明がなされた。

(平山専務理事) より

「これまで、ケース会議等を何度も行ってきた。12月に入って仮申込書が提出されて、看護師等の配置を教育委員会にお願いをしているが、二日市が大変なことになると思い大野城市の条例を真似して

作成した。大野城市は、障害児の通所支援として放課後デイサービスも行っているため、このような条例があるようだ。」旨の補足説明がなされた。

(金森副理事長) より

「二日市学童は、29年度に待機児童が50名から70名程度出そうである。これから、線引きをして調整をしていく状況で、さらにストレッチャー、おむつ交換スペースが必要になってくる。先生の話や児童の身体状況を聞いて、保護者会としても何とかしないといけないと考え、教育委員会に学校施設を貸してほしいと要望を出しているが、3階しか空いていないという回答であった。ストレッチャーの児童をバリアフリーでもないところを移動して、本館や新館に受け入れるのは無理だと考え、執行部に相談をした。保護者としては、居住スペースが十分で看護師やヘルパーがずっと付いてくれるのなら受け入れてあげたい。しかしそうではないので、ここは皆さんで考えていただきたいと思い提案している。」旨の説明がなされた。

(田河内監事) より

「小学校はどのような体制になるのか。また、今はどのような生活なのか。」旨の質問がなされた。

(平山専務理事) より

「二日市小学校は支援児学級を1つ増やし、正規教員1名と介助員が9時～17時まで2名体制で配置される。学童は要綱通りの支援児2名に対し指導員1名配置ということである。現在は二日市保育所に通っており、刻み食というより離乳食を与えられている。自分で咀嚼ができないため、奥歯2本の上に乗せて飲み込ませている。」旨の回答がなされた。

(二日市北学童 水田理事) より

「今日は結審しないということなので持ち帰って考えるが、今回重篤な児童のからみで①も提案となっている。我々は筑紫野市民で子どもを筑紫野市の小学校に通わせているので、「筑紫野市」を外すのはおかしいと思う。筑紫野市と良好な関係でこの法人を未来永劫、筑紫野市の条例に基づいて続けていかなければこの法人の意味がないのではないか。」旨の意見がなされた。

(高木理事長) より

「持ち帰ってもらってそのような意見で皆さんが賛成となれば、それでよい。なにか他のよい手立てを提案していただきたい。」旨の説明がなされた。

(筑紫東学童 占野理事)

「志免町と提携してちくしっ子ネットワークにメリットがあるのか。負担が大きくなるのではないか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長) より

「メリットということではない。志免町と具体的に話しが進んでいるわけでもない。筑紫野市との契約が切れた時の保険として外すことを提案している。」旨の回答がなされた。

(二日市学童 跡部理事) より

「筑紫野市の契約がなくなったらちくしっ子ネットワークはおしまいでよい、とすべての人の意見がまとまれば、この定款はこのままでよいということか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長) より

「理事会でそのようになればそれでよいと思う。」旨の回答がなされた。

(天拝学童 渡邊理事) より

「ちくしっ子ネットワークが解散したら、会もなくなる。この提案は、組織として他の場所で活動できるように法人格を残して職員の働く場所を確保するという一方で、保護者にはメリットもなにも関係がなくなるということではどうか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長) より

「その通りである。そして職員は指導員だけではなく事務局職員もいる。一から立ち上げるよりも良いと考えた。」旨の回答がなされた。

(吉木学童 井上指導員) より

「私たちは、そんな学童保育は望んでいない。その子にとって何が1番よいかを考えて保育をしている。」旨の意見がなされた。

(高木理事長) より

「職員の職の確保の部分に強調し過ぎたために、誤解を生んでしまったが、法人格が残っていれば救われる職員がいるのも事実である。持ち帰って理事と先生方や保護者会や保護者会役員とも話し合っていていただき、より良い形でソフトな文言にできればと思っている。」旨の説明がなされた。

(二日市北学童 水田理事) より

「執行部と筑紫野市教育委員会で話し合っていると思うが、教育委員会の考えを直接聞きたい。持ち帰って保護者と話し合う前に、筑紫野市のスタンスを知りたい。」旨の意見がなされた。

(天拝学童 渡邊理事) より

「受け入れるスペースもない人員配置もしてくれない、となると入所を断る以外にはないのではないのか。待機児童が出るのに障害児童を受け入れるということは、差別することにはならないのか。」旨の意見がなされた。

(平山専務理事) より

「筑紫野市との関係について。これまでの10年間は随意契約だったが、28年度に教育委員会が主管課になり1年契約となった。この障害児童については受け入れざるを得ない状況になってきている。小学校も受け入れを拒否していたが、受け入れるようになった。教育委員会を呼んで詳しい状況を聞くために、臨時理事会を開いた方が良いと思う。」旨の説明がなされた。

(高木理事長) より

「この理事会の意見をまとめる。現在の状況では受け入れられないという理事は、挙手をお願いしたい。21名ですね。看護師を100%筑紫野市が費用負担で雇用してくれるなら、前向きに考えられる。」ということではどうかの確認が取られた。

(天拝学童 渡邊理事) より

「保護者はどのように考えているのか。プレハブの個室を作ってもらわなければならないのか。そうならば、そこの施設に新たに職員を採用するのだから、ちくしっ子ネットワークの職員は心配ない。」旨の意見がなされた。

(高木理事長) より

「大野城市のように、放課後等デイサービスのような施設を筑紫野市にも作ってもらって提案をしたらどうか、という意見と受け止める。」旨の回答がなされた。

(山口学童 吉田理事) より

「その子にとって一番良い環境であれば入れてあげたい。親がそう考えても本当にその子のためにな

るかはわからない。仮に人的な環境を整備して入所したとしても、その子のために他の児童が待機になるというのはおかしいと思う。無理のない環境づくりを筑紫野市と交渉してほしい。」旨の意見がなされた。

(高木理事長) より

「この理事会での意見や質問を教育委員会に伝え、教育委員会から12月中に文書で回答をもらい、その内容を見てもっと詳しく説明してほしいとなれば、1月に臨時理事会の日程調整をして教育委員会から説明にきてもらうということで調整する。」旨の説明がなされた。

(議長)より、審議事項②「特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク「定款」および「諸規程」に関して、「指導員」を「指導員」に読み替えて改定する件」について執行部に説明が求められた。

(高木理事長) より

「資格が指導員から指導員に代わっており条例も指導員になっているので、定款と諸規程すべてを一斉に指導員に変更する、という主旨である。」旨の説明がなされた。

(議長)より、質問や意見が求められたが特になく、審議事項②「特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク「定款」および「諸規程」に関して、「指導員」を「指導員」に読み替えて改定する件」について、議決権行使書を含む賛成25名で承認され、審議事項②は終了した。

(議長)より、審議事項③「特定非営利活動法人 ちくしっ子ネットワーク「就業規則」の改定について第35条(傷病休暇)に関する件」について執行部に説明が求められた。

(高木理事長) より

「就業規則第35条の傷病休暇について、法定伝染病の定義がインフルエンザその他となっているものを、県の教員に準拠して別表で明確にしたものである。これについては、有給無給という点も含めて、学童に持ち帰って話し合ってもらい、継続審議として2月の定例理事会で審議したい。」旨の説明がなされた。

—議長退任—

#### 4. 協議事項

(高木理事長) より

「入会入所申込書について。29年度に向けて大きく変えたのは「健康調査票」である。これまでは欄外に「回答内容によって入所をお断りする等の不利益は決してございませんのでご安心ください。」という文言をいれていたが、今回提案している定款の変更等と整合性が付かなくなることから、その文言を外している。」旨の説明がなされた。

(山家学童 荒尾主任指導員) より

「当初、この書式は正確な児童の健康状態を把握するために、筑紫野市の下承を得て作成した。外すときには下承はいらないのか。」旨の意見がなされた。

(高木理事長) より

「そもそも法人が使用する文書であり運営の部分なので、市の下承はいらないと思うが、皆さんは如何か。」旨の回答がなされた。

(天拝学童 渡邊理事) より

「これが市に提出する書類でないのならば、市の下承はいらないと思う。」旨の意見がなされた。

(高木理事長) より

「実際に障害を持っている児童の保護者が気にする可能性があること懸念される。もしも、保護者から主任指導員に尋ねられたときは、深い意味はないと説明してほしい。」旨の説明がなされた。

(金森副理事長) より

「この文言を外すと正しく申告してくれないのではないか。そうすると加配指導員も配置されなくなる。昨年まで手帳が出ていたのに今年は記載されていない、とは言い辛いと思う。」旨の意見がなされた。

(高木理事長) より

「虚偽の申告で入所をするということがあってはいけないことであり、Ⅶに「お子様の状態によっては加配指導員を付ける事ができます」という文言が入っているので、欄外の一文は外してもよいのではないか。」旨の回答がなされた。

入会入所申込書(一式)健康調査票の変更については、賛成多数で承認された。

(高木理事長) より

「特定非営利活動法人 ちくしっ子ネットワーク緊急時対策マニュアルの改定については、2月の理事会に向けて指導員の先生方と協議していただきたい。」旨の説明がなされた。

## 5. 報告事項

(高木理事長) より

「12月3日に法人研修を行った。理事と指導員約20名と、二日市学童の保護者会から「保護者は参加できないが、児童に他学童を見せて意見を聞きたい。」との要望があり児童約20名が参加した。回っていた中で、非常口が柵でふさがっていたり、築年数の割りに傷んでいたり、十分なスペースが有りながら生かされていない等の生の声が上がってきている。学童には、専務理事から理事からの意見として伝える。」旨の説明がなされた。

(泥川副理事長) より、議事はすべて終了し、次回は2月18日土曜日19:30より天拝学童保育所で開催することが告げられ散会した。

20時15分終了